

届出事項一覧

施術者（助産師も同様） ※6年ごとの更新は不要です。

届 出 を 要 す る 場 合	届出の種別
① 施術者の氏名が改姓等により変更したとき 施術者が転居等により住所を変更したとき 施術者の住所地の地名又は番地が地番整理により変更したとき	変更届出書
② 施術所の名称及び所在地が変更したとき (勤務先施術所の変更、退職し個人で訪問を行う場合を含む)	
③ 勤務地を追加・削減したとき	
④ 施術者が業務を休止したとき	休止届出書
⑤ 休止していた業務を再開したとき	再開届出書
⑥ 施術者が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき ⑦ 施術者が業務を中止したとき	廃止届出書
⑧ 施術者が転居により、指定する者(知事・市長)が変更となったとき 開施設術所の所在地変更により、指定する者(知事・市長)が変更になったとき (例: 知事からさいたま市長(川越市長・越谷市長・川口市長)に変更となるとき)	
⑨ 生活保護法施行規則第 14 条第4項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑩ 生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30 日以上の予告期間が必要)	辞退届出書